

# 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例（案）の考え方について

## 1 意見募集の実施

村上市では、放課後児童健全育成事業（※1）の設備及び運営に関する基準について条例で定めるため、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の制定作業を進めております。

この基準条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）に基づき定める必要があります。

このたび、とりまとめた条例の考え方について、みなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例の制定を進めてまいります。

## 2 制定の背景・目的

平成24年8月22日に子ども・子育て関連3法（※2）が制定され、子ども・子育て支援に係る新たな制度（概要につきましては、別添資料をご覧ください。）を実施するにあたり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、従うべき基準（※3）及び参酌すべき基準（※4）として国の法令を参酌して本市の条例で定めることとなりました。（※5）

施設の衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を提供し、利用する児童の健全育成を図るため、「村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、平成27年4月1日から施行（予定）してまいります。

（なお、子ども・子育て支援に係る新たな制度の施行日が、消費税10%への引き上げと連動しているため、この条例の施行日について変更となる可能性があります。）

※1 放課後児童健全育成事業とは、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業のことです。

（児童福祉法上の事業名は「放課後児童健全育成事業」、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインにおいては「放課後児童クラブ」、村上市では「学童保育所」という名称を用いています。）

※2 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、改正認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正

する法律)、関係法律の整備法(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)(以下「関係法律の整備法」という。)のことです。

※3 「従うべき基準」とは、従わなければならない法令の基準のことです。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできませんが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできます。

※4 「参酌すべき基準」(以下、参酌基準)とは、十分に参照した上で判断しなければならない法令で定める基準のことです。参酌基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、参酌基準と異なる内容を条例に定めることができます。

※5 この条例は、※2の子ども・子育て関連3法のうち、「関係法律の整備法」で公布され、施行予定の児童福祉法(以下「改正児童福祉法」という。)第34条の8の2第1項の規定により制定するものです。

### 3 条例制定の考え方

「村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容は、事業目的達成のために適切である、遊び及び生活の場の設備と運営についての基準を制定するものです。

#### 【市の考え方】

平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の内容は、以下のとおりです。これらの基準は、事業を実施する上で必要な水準を確保しているため、本市の条例で規定する基準は、国と同様の基準とすることを基本とします。

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
目的等	最低基準の目的	第2条	利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	—	—	—
	最低基準の向上	第3条 第1・2項	市長は、市児童福祉審議会(未設置の場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者)の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 市は、最低基準を常に向上させるように努める。	—	—	—

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
施設設備	設備の基準	第9条 第1～4項	<p>放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>専用区画並びに設備及び備品等は、育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>専用区画並びに設備及び備品等は、衛生及び安全を確保されたものでなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
	一般的要件	第7条	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	知識及び技能の向上等	第8条 第1・2項	<p>職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	同上
職員	職員	第10条 第1～3・5項	<p>育成事業者は、育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士の資格を有する者</li> <li>○社会福祉士の資格を有する者</li> <li>○高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>○教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）</li> <li>○大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>○大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者</li> <li>○高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</li> </ul> <p>放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	従う	—	—

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
職員	職員	第10条 第4項	第2項の支援の単位は、事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
	最低基準と 育成事業者	第4条 第1・2項	育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 育成事業者は、最低基準を理由として設備運営を低下させてはならない。	—	—	—
運営	育成事業者 の一般原則	第5条 第1～5項	事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。 育成事業者は、利用者の人権に充分配慮するとともに各人の人格を尊重し運営を行わなければならない。 育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に、育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 育成事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。 育成事業所の構造設備は、利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
	育成事業者 と非常災害 対策	第6条 第1・2項	育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	利用者を平 等に取り扱 う原則	第11条	育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	虐待等の禁 止	第12条	職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	衛生管理等	第13条 第1～3項	育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 育成事業者は、感染症、食中毒の発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上

	条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
運営	運営規程	第14条 育成事業者は、育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ○事業の目的及び運営の方針 ○職員の職種、員数及び職務の内容 ○開所している日及び時間 ○支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ○利用定員 ○通常の事業の実施地域 ○事業の利用に当たっての留意事項 ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待の防止のための措置に関する事項 ○その他事業の運営に関する重要事項	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
	育成事業者が備える帳簿	第15条 育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	秘密保持等	第16条第1・2項 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	苦情への対応	第17条第1～3項 育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。 育成事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	開所時間及び日数	第18条第1・2項 開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 ○小学校の授業の休業日 1日につき8時間 ○休業日以外の日 1日につき3時間 開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参酌	国基準のとおり	同上 ※市においては「地方」を「地域」とする。
	保護者との連絡	第19条 育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	関係機関との連携	第20条 育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
運営	事故発生時の対応	第21条 第1・2項	<p>育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
	施行期日	附則 第1条	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	—	—	—
その他	職員の経過措置	附則 第2条	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「終了したもの」とあるのは、「終了したもの（平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含む。）」とする。	—	国基準のとおり	—